

特 約 事 項 (建設工事用)

1 部分払の回数の限度

2回

2 低価格入札者と契約する場合の措置

(1) 建設工事における低入札価格調査制度事務取扱要綱第10条第1項各号の適用

有

(2) 建設工事における低入札価格調査制度事務取扱要綱第10条第2項各号の適用

有

3 中間前金払及び部分払の取扱い

中間前金払の対象となる工事における中間前金払と部分払の選択は、受注者が行うものとし、その併用は次のとおりとする。

(1) 受注者は、中間前金払の請求を行った後も部分払の請求をできるものとする。この場合には、建設工事請負契約約款（以下「約款」という。）第37条第6項の部分払金の額の算定式の前払金額に中間前払金額を含む（当該工事が債務負担行為に係るものである場合は、約款第38条の3第2項の部分払金の額の算定式の当該会計年度前払金額に当該会計年度中間前払金額を含む。）ものとする。

(2) 受注者は、部分払の請求を行ったときは、さらに中間前金払の請求をすることはできないものとする。この場合には、当該契約において、約款第34条第3項及び第4項は適用しない。

ただし、当該工事が債務負担行為に係るものである場合は、翌会計年度以降の出来高予定額に対する中間前払金については請求することができる。

(3) その他中間前金払に関することについては、広島県建設工事請負代金中間前払金制度事務取扱要綱の規定によるものとする。

4 共通仕様書の遵守

広島県土木工事共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）を遵守すること。

5 請負代金内訳書の記載事項

請負代金内訳書には、約款第3条第2項に規定する法定福利費のほか、労務費を明示すること。

6 立入調査の実施

発注者は、受注者が工事の施工に当たり遵守しなければならない法令上の義務が適正に履行されているかの立入調査を行うことができる。